

## 糸島市防災協力事業所等登録制度実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、災害時において、事業所等が保有する施設、資機材又は労務等の提供を受けることにより、市と事業所等の防災協力体制の強化を図り、災害に強いまちづくりを推進するために、意欲のある事業所等を登録する制度（以下「制度」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 地震、台風、その他の風水害等をいう。
- (2) 災害協定事業者 糸島市と災害協定を締結している事業者等をいう。
- (3) その他団体 災害協定事業者以外で、市内に店舗等の活動拠点を有する事業者や団体等をいう。
- (4) 事業所等 災害協定事業者及びその他団体をいう。

### (登録要件)

第3条 市長は、次に掲げる要件をすべて満たす事業所等を糸島市防災協力事業所等として登録するものとする。

- (1) 制度の趣旨に賛同し、自発的に登録を希望するもの
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団でないもの

### (登録手続等)

第4条 防災協力事業所等に登録を希望する事業所等（以下「申請事業所等」という。）は、糸島市防災協力事業所等登録（変更）申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。登録内容に変更が生じた場合も同様とする。

2 市長は、前項に規定する申請書の提出があったときは、前条に基づいて審査し、その内容が適当であると認めるときは、申請事業所等に対して登録用ステッカー等（以下「登録証」という。）を交付するものとする。なお、交付された登録証の取扱いは、次に掲げるところによる。

- (1) 防災協力事業所等として登録した事業所等（以下「登録事業所等」という。）は、登録証を事業所の見やすい場所や車両等に掲示することができる。
- (2) 登録事業所等は、登録証を他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- (3) 登録事業所等は、登録証を滅失、亡失、汚損又はき損（以下「滅失等」という。）した場合は、市長に対し、速やかにその旨を報告するものとする。
- (4) 登録証を滅失等した場合は、登録事業所等は再交付を受けることができる。なお、この場合において、滅失等が登録事業所等の責に帰するものであるときは、その費用は登録事業所等が負担するものとする。

### (登録事業所等の公表)

第5条 市長は、登録事業所等の名称及び所在地等について、市ホームページ又はその他広報媒体により登録内容を公表することができる。ただし、公表を希望しない登録事業所等については、この限りではない。

### (平常時の協力)

第6条 登録事業所等は、災害が発生していない平常時には、次に掲げる事項について、可能な限り協力するものとする。

- (1) 地域の防災訓練への参加
- (2) 市が主催する防災訓練への参加

- (3) 市民の防災意識向上のための啓発活動
- (4) その他災害に強いまちづくりを推進するために必要なこと

(災害時の協力)

第7条 災害時において、次に掲げる事項のうち、協力することが可能な業務について、市長の要請又は自らの判断により地域と連携して協力活動を実施するものとする。

- (1) 初期消火、救出救護又は障害物の除去等に係る労務提供
- (2) 食料品又は飲料水等の物資提供
- (3) 資機材等の貸出
- (4) 一時避難場所等の提供
- (5) その他災害時において必要な活動に関すること

(費用等)

第8条 前条の規定による協力活動の実施に要した費用については、次の各号のいずれにも該当しないときは、登録事業所等が負担するものとする。

- (1) 災害協定事業者が、災害協定に基づく市からの要請により、協力活動を実施したとき。
- (2) その他市長が特に認めたとき。

(登録期間)

第9条 登録事業所等の登録期間は、登録証の交付の日から2年間とする。ただし、登録期間満了1月前までに登録事業所等から登録抹消の申出がないときは、登録期間満了日の翌日からさらに2年間延長するものとし、以後の期間についても、また同様とする。

(登録の抹消)

第10条 市長は、登録事業所等が次の各号のいずれかに該当するときは、登録事業所等の登録を抹消するものとする。

- (1) 廃業又は休止したとき。
- (2) 登録事業所等を第三者に譲渡又は売買し、引き続き防災協力の意思が確認できないとき。
- (3) 第3条に規定する登録要件を満たさないこととなったとき。
- (4) その他登録事業所等を登録しておくことが適当でないと市長が認めたとき。

2 前項の規定により、登録が抹消された事業所等は、速やかに登録証を市に返還しなければならない。

(疑義に対する措置)

第11条 この要綱に定めのない事項又は制度に関して疑義が生じた事項については、市と登録事業所等が協議して定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和4年11月21日から適用する。